

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年11月4日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和2年5月24日 16時40分ごろ
発生場所	香川県高松市高松港内 高松港朝日町防波堤灯台から真方位112° 1.2海里付近 (概位 北緯34° 21.2′ 東経134° 04.8′)
インシデントの概要	プレジャーヨット <sup>シーファラー</sup> SEAFARAR IIは、南進中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和2年6月17日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット SEAFARAR II、5トン未満（長さ10.1m）
船舶番号、船舶所有者等	253-10229香川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約40cm（高松）
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、高松港沖でのクルージングを終えて帰港することとした。</p> <p>本船は、船長が、香川県高松市詰田川河口入口付近で生じたセールの不具合を直しながら、約2～3ノットの対地速力として機走により南進中、同河口付近の浅所（以下「本件浅所」という。）にセンターキール下端部が座洲した。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.5m、センターキール下端約1.5m、船尾が約1.0mであった。</p> <p>船長は、本件浅所の存在は知っていたが、本件浅所に接近していることに気付いていなかった。</p>
分析	本船は、南進中、船長が、セールの不具合を直しながら航行したことから、本件浅所に接近していることに気付かず、本件浅所に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が南進中、船長が、セールの不具合を直しながら航行したため、本件浅所に接近していることに気付かず、本件浅所に座洲したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、浅所付近を航行するときは操船に専念すること。</li> </ul>